



司法支援建築会議の活動報告

司法支援建築会議運営委員会
運営委員長

吉野 博



このたび、司法支援建築会議運営委員会委員長を務めることになりました。

司法支援建築会議は、建築関係訴訟に関して、学会が保持する公正中立な立場から、裁判所および国の裁判外紛争処理機関に対する支援、ならびに裁判例等の建築紛争情報を調査・分析した成果の公表をもって学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的としています。これにより紛争の発生を未然に防ぐこと、紛争が発生して訴訟に至った場合にはその裁判期間を短縮することに貢献し、さらには建築物の品質向上につながることを期待されます。一方、この貴重な成果を経験の蓄積として公開することについては、多大な困難があることも認識しています。まず、和解・示談に至ったケースについては、守秘義務があり公開されません。さらに、判決が出ている場合でも、訴訟記録の閲覧を請求することができるにもかかわらず、その公開は特別に法律系の雑誌などに紹介されるものを除いては行われていませんでした。しかし、司法支援建築会議に対して判決書の写しの貸与が限定的ながらも一昨年から再開されました。個人情報保護を尊重することは認識しつつ、一方では法廷で判決されたものは公的資料という考え方があり、具体的な案件に対して、今後、調査・分析の成果をどのように一般社会のものとするかについての仕組みづくりを裁判所とともに構築しているところです。本年度は運営委員会のもとに三つの部会を擁して活動しました。運営委員会は主として活動全般の企画・運営を、支援部会（部会長：鈴木秀三）、調査研究部会（部会長：苅谷邦彦）、普及・交流部会（部会長：井上勝夫）は当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。

1. 支部組織の整備

支部は北海道、東北、東海、近畿が設置されており、地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議会員との交流を行っています。

2. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判所民事局を通じて地方裁判所に民事調停委員候補者 59 名（東京地裁 43 名、東京簡裁 8 名、八王子

簡裁 2 名、町田簡裁 1 名、大阪地裁 5 名）、鑑定人候補者 1 名（富山地裁）、専門委員候補者 1 名（釧路地裁）を推薦しました。

3. 調査研究活動

前述のように再開し、鑑定等の質をさらに向上させることを目的に、東京地方裁判所より判決書の写しの貸与を受けました。調査研究部会では、2022 年度より調査・分析を再開し、2024 年 3 月に日本建築学会の会員限定で、本会ホームページにて調査・分析結果を公表しています。

4. 会員等への情報発信・啓発活動

本会議の総会である全体会議ならびに名誉司法会員称号授与・功労者表彰・感謝状贈呈式に併せて、全体会議シンポジウム「ADR による建築紛争の解決」（2023 年 5 月 16 日、建築会館ホール、107 名）を開催いたしました。

近畿支部では、2023 年大会関連行事として第 12 回建築紛争フォーラム「近畿地域における建築紛争の現状と課題」（2023 年 9 月 14 日、京都教育文化センター、92 名）を開催いたしました。

普及・交流部会では、第 23 回司法支援建築会議講演会「建築技術と建築紛争の関係と対応—防火・耐火を中心に」（2023 年 12 月 12 日、建築会館ホール+オンライン、85 名）を開催いたしました。

また、会報第 22 号の発行、本会議ホームページの更新を行いました。

5. 登録会員数

392 名（2024 年 3 月現在）。（東北大学名誉教授）

2023 年度会議支部活動報告

〇北海道支部

羽山広文

2023 年度活動状況および 2024 年度運営体制は以下のとおり。

1. 2023 年度活動状況

2023 年度建築関係訴訟連絡協議会（札幌地方裁判所民事三部との意見交換会・建築専門家調停委員、同専門委員を含む）を 2024 年 1 月 25 日、札幌地方裁判所にて実施し、以下の講演と意見交換が行われた。①中野琢郎氏（民事第三部判事）「民事第三部（建築集中部）における建築関係訴訟事件の動向」、②新海寿加子氏（民事第三部判事）「令和 5 年度建築基本研究会及び建築実務研究会の結果報告」、③永田大貴氏（民事第三部判事補）「建築事件の審理運営の改善に関する協議」、④工藤康雅氏（民事調停委員）「不同沈下と軟弱地盤—北海道軟弱地盤の系譜—」。函館、旭川、釧路の各地方裁判所とはオンライン会議とし、判事：11 名、書記官：15 名、民事調停委員・専門委員等：29 名が参加した。

支部運営会議（メール会議を含む）を 8 回（2023 年 8 月 24 日、9 月 5 日、10 月 5 日、10 月 10 日、2024 年 2 月 1 日、2 月



5日、2月26日、2月29日)実施した。

2. 2024年度運営体制

羽山広文運営委員長、運営委員：横山隆(代表幹事)、田中淳一(幹事)、西川忠、植松武是、堀田里佳の体制で支部の運営を行うこととした。

3. 新任調停委員等(2023年度)

北海道支部の推薦により、4月1日付けで再任調停委員6名、新任調停委員2名、再任専門委員6名、10月1日付けで再任調停委員5名、新任調停委員1名、再任専門委員4名、11月1日付けで再任専門委員1名が任用された。

(司法支援建築会議北海道支部運営委員長／
北海道大学名誉教授)

○東北支部

吉野 博

1. 講演会の開催

2023年5月13日に、日本建築学会司法支援建築会議東北支部第3回講演会を開催し、「建築と地震と建築基準法」と題して、建築構造センター取締役構造判定本部長・東北事務所長加藤重信氏より講演をいただいた。講演では、建築基準法に示された地震時における建築物の安全性と人命確保の考え方や建築基準法と市民の関係、建築基準法よりも高い構造安全性を求める動きなどについて、地震の基本的な発生機構、過去の地震被害の特徴なども含めてわかりやすく解説いただいた。参加者は36名であった。

2. 運営委員会

運営委員会は本年度2回開催した。第13回(2023年11月2日)では、議事として、①最高裁判所の建築関係訴訟委員会の報告、②司法支援建築会議全体会議「ADRによる建築紛争の解決」の報告、③大会関連行事・第12回建築紛争フォーラム「近畿地域における建築紛争の現状と課題」の報告、④次年度の講演会の企画、⑤仙台裁判所との交流、が取り上げられた。

第14回(2024年3月8日)では、議題として、①12月の支援会議講演会「建築技術と建築紛争の関係と対応—防火・耐火を中心に」の報告、②仙台地方裁判所との交流について、③支部講演会の企画、が取り上げられた。支部講演会は、支部の「みちのくの風」の中で2024年6月22日(土)14:30~15:30に開催することとし、吉野運営委員長に「最高裁判所建築関係訴訟委員会の活動」と題して講演を依頼した。

(司法支援建築会議東北支部運営委員長／
東北大学名誉教授)

○東海支部

加藤幸治

1. 第13回建築関係協議会

日時：2023年11月7日14:30~17:00

場所：名古屋地方裁判所第1、第2裁判員選任室(事務棟3階)
参加人数：27名(対面：建築専門家9名、裁判官8名、書記官1名、オンライン：建築専門家2名、裁判官7名)
協議事項：「建築物の設計から施工に至るまでの一連のプロセスについて」

- 1) 建築専門家による
建築物のしくみ「設計から竣工までの流れ」について
- 2) 建築専門家(調停委員3名)による
(調停事例)
・鉄骨造3階の現状回復と損害賠償について

- ・住宅建築工事の損害賠償請求について
- ・設計監理における問題点について

2. 打ち合わせ会

開催数：2023年6月23日、7月24日、9月11日の計3回

会場：名古屋地方裁判所民事7部調停室

出席者：10名

内容：日程、参加者、議題確認、発表者のタイムスケジュール、配布資料、今後の方針について

3. 鑑定人候補者の推薦(富山地裁)

1名

4. 名誉司法会員、功労者、感謝状贈呈者報告

名誉司法会員：小野徹郎氏、功労者：竹村喜次氏・岡部功氏、感謝状：岡部功氏に贈呈された。

(司法支援建築会議東海支部運営委員長／
元愛知江南短期大学教授)

○近畿支部

小坂郁夫

近畿支部は第27回(2023年8月1日)、第28回(2023年11月2日)に支部運営委員会を開催した。

- ①第12回建築紛争フォーラムの準備と開催後の評価検証を行った。また、終了報告書(『建築雑誌』用、本会議ホームページ用、会報用)を検討、作成した。
- ②2025年の年末に開催される予定の「第25回司法支援建築会議講演会(大阪)」に対する心構えが必要であることを確認した。
- ③大阪地方裁判所所属の民事調停委員(令和6年4月1日から2年間)の推薦依頼が日本建築学会宛にあり、5名を推薦した。
- ④大阪地方裁判所より建築関係訴訟連絡協議会の協議員1名の推薦依頼が日本建築学会近畿支部宛にあり、1名の推薦を行った。
- ⑤近畿支部運営委員会の委員(幹事)の人数を「15名以内」に変更し、多田元英先生(大阪大学名誉教授)と佐藤真奈美先生(大阪工業大学)を新たに委員(幹事)とした。

建築紛争フォーラム

2023年9月14日に京都教育文化センターにおいて「第12回建築紛争フォーラム—近畿地域における建築紛争の現状と課題—」を開催した。このフォーラムは日本建築学会大会の関連行事として司法支援建築会議運営委員会が主催しているが、今回は近畿支部運営委員会が主として企画、担当した。開催報告は本紙に後述し、『建築雑誌』にも掲載している。

その他

司法支援建築会議が開催する「建築紛争フォーラム」や「司法支援建築会議講演会」のうち近畿地方での開催では、その企画、運営を近畿支部運営委員会が行っている。そのため、近畿支部運営委員会は東京などの他の地域で開催される行事との一貫性を保持するために本部の運営委員会と情報共有を密にすることが大切である。2023年度から近畿支部運営委員長の小坂を本部の運営委員会委員に加えていただき、また、普及・交流部会にオブザーバーとして参加させていただき、情報を密に共有することとなった。

(司法支援建築会議近畿支部運営委員長／
京都工芸繊維大学名誉教授)

第12回建築紛争フォーラム「近畿地域における建築紛争の現状と課題」報告

小坂郁夫

2023年9月14日13:30~16:55に、京都教育文化センターホール（京都市左京区聖護院川原町4-13）において、「第12回建築紛争フォーラム—近畿地域における建築紛争の現状と課題—」を開催した。

開催の企画と実施については、司法支援建築会議近畿支部が担当することに伴い、後援の協力を「日本建築協会」、「近畿建築士会協議会」、「日本建築士事務所協会近畿ブロック協議会」、「日本建築家協会近畿支部」、「大阪建設業協会」、「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」の6団体に依頼した。

当日参加者の92名は最後まで参加され、活発な意見交換も行うことができた。

プログラムの内容は、①開会挨拶：緑川光正（司法支援建築会議運営委員長）、②基調講演：「大阪地方裁判所第10民事部（建築・調停部）における建築関係訴訟の審理の取組」中川博文（大阪地方裁判所第10民事部総括判事）、③主旨説明：小坂郁夫（司法支援建築会議近畿支部運営委員長／京都工芸繊維大学名誉教授）、④事例報告：「その1敷地の安全性に関わる事故から学ぶ」高幣喜文（タカハイ建築技術研究所）、「その2リフォーム工事に関する紛争事例」南勝喜（NAM設計研究所）、「その3住宅現場の雨漏り事故から学ぶ」玉水新吾（ドクター住まい）、⑤特別講演：「時機を捉えた建築紛争への専門家関与～事例を通じて～」鈴木雅久（大阪地方裁判所第10民事部判事）、⑥質疑応答、⑦まとめ：西邦弘（キンキ総合設計代表取締役）、⑧閉会挨拶：井上勝夫（司法支援建築会議普及・交流部会長／日本大学名誉教授）の内容で進められた。

なお、詳細は、以下のURLに終了報告を掲載しているのでご覧いただきたい。

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/dispute.htm>

（司法支援建築会議近畿支部運営委員長／
京都工芸繊維大学名誉教授）



第23回司法支援建築会議講演会「建築技術と建築紛争の関係と対応—防火・耐火を中心に」報告

石原沙織*1・高橋孝二*2

2023年12月12日13:00~17:00に建築会館ホールおよびオンラインにて開催され、85名が参加した。司会は宇於崎勝也（普及・交流部会／日本大学）が担当した。

1. 開会挨拶

緑川光正（運営委員会委員長／北海道大学名誉教授）

司法支援建築会議について、設立の経緯や目的、建築関係訴訟の支援をはじめとする活動内容などを紹介した。

2. 主旨説明 井上勝夫（普及・交流部会長／日本大学名誉教授）

近年の火災に関する紛争やトラブル、構造方法や建築材料に関する不正試験体による大臣認定について紹介された。

3. 基調講演「建築関係訴訟における防火・耐火の意義等」

名島亨卓（東京地方裁判所裁判官）

法令違反の建築物に関する請負契約の効力、基本的安全性を損なう瑕疵を理由とする不法行為責任、行政訴訟における原告適格に関する3つの事例について紹介された。

4. 主題解説

4-1「建築物火災安全に関わる基準と将来の方向性について」

鈴木淳一（国立研究開発法人 建築研究所 防火研究グループ）

火災安全の考え方、火災事例、防火規定の考え方や近年の改正、防火材料の認定関係や性能評価、将来の方向性、2022年の改正内容について紹介された。

4-2「国土交通大臣認定のための性能評価の試験体偽装、認定

仕様から外れる不適合施工等による紛争やトラブルの状況」

福田俊之（一般財団法人 建材試験センター）

大臣認定の原則、性能評価の紛争、トラブルの事例、防耐火に関わる紛争、性能評価の変遷について説明され、近年では不適合を発生させないため「新たな試験の実施を要しない性能評価」が増加していることが説明された。

4-3「技術（鉄骨系・コンクリート系）」

丹羽博則（大林組 技術研究所）

S造・RC造で火災が原因で構造体に崩壊が生じた事例と、法律では明快に記述されていない部分の各学協会の取り組みについて紹介された。

4-4「技術（木質系）」安井昇（桜設計集団）

木造で建築できる防耐火建築物とその目標性能、木造防耐火設計の基本、設計上の配慮事項等について紹介された。

4-5「施主、施工者が手配する保険の概要」

濱田 互（一般社団法人 日本損害保険協会）

工事に関わる保険の概要について、財物に関する事故と保険金支払い、および工事現場における主なリスクと対応する保険について紹介された。

5. まとめ・閉会 梅本宗宏（普及・交流部会／戸田建設）

主題解説の内容を要領よく整理してとりまとめ、閉会した。

（詳細は『建築雑誌』5月号参照）

（普及・交流部会／*1千葉工業大学、*2日本大学）



建築関係裁判例の紹介

荻谷邦彦

調査研究部会では、令和4年度より年度ごとの活動として、東京地方裁判所民事第22部より、同部の建築訴訟に関する判決のうち、同部が下記に該当すると判断した判決書の写しの貸与を受け、同部判事1名および弁護士1名をオブザーバーに、分析担当委員による判決内容に関する報告書案をもとにディスカッションを行い、その結果を報告書として司法支援建築会議ホームページに掲載し、蓄積すべく活動を継続しており、令和5年度末までに都合8件の事例分析を終え、そのうち令和4年度分の4件を、令和6年3月より司法支援建築会議ホームページに「建築関係裁判例の紹介」として掲載しました（日本建築学会会員限定）。

令和5年度まで

- (1) 鑑定が実施された建築関係訴訟に係る判決書
 - (2) 調停委員、調停委員会または専門委員の意見書等が添付された判決書（判決書に添付された瑕疵一覧表等に調停委員、調停委員会または専門委員の意見欄が設けられているものを含む）
- 令和6年度より（傾向として鑑定の実施が減少しているため、その優先順位を下げています）
- (1) 調停委員、調停委員会または専門委員の意見書等が添付された判決書（判決書に添付された瑕疵一覧表等に調停委員、調停委員会または専門委員の意見欄が設けられているものを含む）
 - (2) 調停が実施された建築関係訴訟に係る判決書
 - (3) 鑑定が実施された建築関係訴訟に係る判決書

今般判決の内容は、公立図書館等で誰もが利用可能な検索サービスとして公開されていますが、判決特有の言い回し等もあり読みこなすのは大変です。本報告書は分析担当委員の工夫である程度わかりやすくなっており、報告書の体裁も、もとの判決書の体裁や分析担当委員工夫の体裁により、まだ統一感はありませんが、今後の継続的蓄積によるある程度まとまった量のデータベースとして、学会員各位の工夫も盛り込み、より充実したデータベースとなれば幸いです。

（調査研究部会長／山下設計）

民事調停委員を経験して

神田 順

建築紛争にかかわる民事調停制度において、日本建築学会員の社会貢献の場としての意義もあり、司法支援建築会議の活動の一環としての意味から、多くの本会会員が民事調停委員を務めている。筆者も10年ほど経験させていただいたが、この3月で定年となり、現在は専門委員を拝命している。建築紛争事例に対しては、以前にも原告あるいは被告やその弁護士から依頼を受けて、裁判にあたっての資料となる見解を作成したことはあるが、調停委員の立場となると、まずは事実確認と客観性を自らに課すことから始まると認識させられた。建築に関する専門的な知見を紛争解決のために原告、被告の納得のできる資料として作成すること、原告や被告から出された資料の適切さに対する判断とは、かなり性格の異なる作業である。

関係した案件は多くないが、建築の専門家の常識と、一般人の常識にギャップがあることを痛感した。加えて建築基準法の「基準」が、そのギャップを埋めるよりは広げることになっている場合があるということも感じている。地震被害などで、壁にひび割れが入ったときに、どの程度の被害と評価するかや、かつて杭の施工不良のために、建物全体を解体することになった住民の要求などにも通じるところがある。

ただ、一般人と言ったときに、その理解は、ある程度専門的な知識を有する人からの情報をもとにした判断でもあるために、調停委員には見えないある程度専門的な知識を有する人の倫理性が大いに気になる。開発事業者や不動産管理業者は、ある程度専門的な知識を有しているはずであるが、その知識体系が、例えば構造安全性や耐震性に関わるような場合、工学的な理解をもととするか、建築基準法の「基準」をもととするかで判断に大きな差が生ずるわけである。前者は、連続的な程度としての評価なのに対して、後者は、白か黒かという見方になってしまう。

そもそも「安全」と言っても、100%はあり得ないときに、建物が地震によってどのような挙動をするかということ、建築関係者はもう少し工学的実態として学んでもらわないと、紛争にあたってどれだけ金銭的補償を大きくするかという争いに、法適合というだけの根拠で判断が歪められてしまう。民事調停を通しての裁判官への助言は、法不適合がどの程度の工学的実態としての問題かを説明することになると同時に、原告あるいは被告に一般の工学的理解のマインドを持ってもらうような対応の大切さを感じる。「建築」という身近な存在に対する教育が欠かせないということかもしれない。

（東京大学名誉教授）

開催予告

第13回建築紛争フォーラム（建築 CPD | 3単位）

「高層・超高層建築をめぐる建築紛争の現状と課題」

日時：2024年8月26日（月）13:30~17:00

会場：日本大学理工学部駿河台校舎 タワー・スコラ1階
S101 教室（千代田区神田駿河台3-11-2）

参加費：無料

詳細・申込み：本会HP「催し物・公募」欄ご参照

第24回司法支援建築会議講演会（建築 CPD 申請中）

「近年の調停の動向—裁判所調停を中心に」

日時：2024年12月17日（火）13:00~17:00

会場：建築会館ホール（東京都港区芝5-26-20）

参加費：会員2,000円、会員外3,000円

詳細：本会誌『建築雑誌』10月号掲載予定

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】竹内 徹

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail: shiho@aij.or.jp